

個人情報等の取扱いに関する規程
(V e r 1 . 1)

平成29年11月4日

株式会社日経統合システム

個人情報の取扱いに関する規程

株式会社日経統合システム(以下「当社」という。)は、「個人情報等の取扱いに関する規程」(以下「本規程」という。)を「日経統合システム (NAS) サービス契約約款」(以下「原約款」という。)に基づき、原約款の共通規程として下記の内容にて定めます。

第1条(本規程の適用)

- 当社は、原約款及び本規程を承諾した法人又は団体(以下「契約者」という。)に対して、原約款第3条に定める個別サービス(以下「本サービス」という。)を提供します。
2. 本規程は、本サービスの利用に関し、当社と契約者との利用契約に共通して適用されます。
 3. 本規程と原約款とで異なる定めがあるときは、本規程が優先して適用されます。

第2条(用語の定義)

本規程においては、原約款第2条(用語の定義)の定めに加えて、下記の用語を定めます。

個人情報	個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)及び個人識別符号が含まれるもの。
個人情報データベース等	個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。 ①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。 ②前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの。
個人データ	個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
個人識別符号	法第2条(定義)2項の定めに従う。
個人番号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの。
特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報

2. 前項に定めた用語は、原約款及び個別規程において、施行日の前後を問わず、本規程に定める意味で使用することができるものとします。

第3条(当社の個人情報保護方針)

当社は、契約者の個人情報を当社ウェブサイト(<http://www.nasnet.co.jp>)に公表している「個人情報保護方針」(以下「方針」という。)に基づき、適切に取り扱うものとします。

第4条(個人情報の利用)

当社は、契約者の個人情報を方針に記載する「個人情報の利用目的」の範囲内で利用します。

第5条（契約者情報の保存）

当社は、前条に定める利用目的に必要な範囲で、契約者の営業秘密及び契約者その他の者の個人情報（併せて以下「契約者情報」といいます。）を契約者から直接収集し、又は契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。

第6条（契約者情報の守秘義務）

当社は、前条に定める契約者情報を契約者以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。

第7条（守秘義務の例外）

当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前条の守秘義務を負わないものとします。

2. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難又は正当防衛に該当すると当社が判断するときは、前条の定めにかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報の照会に応じることができるものとします。

第8条（契約者情報の消去）

当社は、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後は、契約者情報を消去するものとします。ただし、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該契約者情報を消去しないことができるものとします。

第9条（個人データの取り扱い）

本サービスの提供に関連して契約者の依頼を受けて契約者の個人データを取り扱う場合は、契約者との間にて別途書面にて個人情報の取扱いに関する契約（以下、本条において「契約書」という。）を締結するものとします。この場合、契約書において本規程にない事項又は本規程と異なる定めを設けた場合は、契約書の定めが本規程の定めに優先するものとします。

第10条（特定個人情報の取り扱い）

本サービスの提供に関連して当社が特定個人情報を含む個人情報を取り扱う場合は、契約者との間にて別途書面にて特定個人情報の取扱いに関する契約（以下、本条において「特定契約書」という。）を締結するものとします。この場合、特定契約書において本規程にない事項又は本規程と異なる定めを設けた場合は、特定契約書の定めが本規程の定めに優先するものとします。尚、契約者データに特定個人情報が含まれる場合であっても、特定契約書を締結しない限り、当社は、特定個人情報を取り扱わないものとします。

〔附則〕

本規程（Ver1. 0）は平成29年9月11日より実施します。

本規程（Ver1. 1）は平成29年11月4日より実施します。